

資料2  
和 図 第 52 号  
令和7年 9月30日

和光市図書館協議会委員長 様

和光市図書館長  
(公印省略)

和光市図書館協議会に対する諮問について

図書館法第14条第2項の規定に基づき、下記について諮問いたします。

記

#### 1 諒問事項

- ・第3次和光市図書館サービス計画（令和7年度・令和8年度）の取組状況及び評価について